微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑字大阪谷 1073 番及び字柏木谷 1085 番２	ＰＣＢ汚染物（微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成 27 年 ４月	３	１０	・平成 26 年 10 月 28 日から処理実施
		平成 27 年 ５月	１	１１	
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※１．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気（活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月 24 日	0.0000014	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.000011	0.01	0.1 ※3
環境大気（敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成 26 年 12 月 1～2 日	平成 26 年 12 月 24 日	0.00019	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.013	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1．無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備　　考
		年　月	月計（台）	累計（台）	
大阪府阪南市尾崎町５丁目213番、215番1、215番9、216番1、302番及び1115番	ＰＣＢ汚染物 （微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等）	平成27年４月	３	１１	・平成26年10月７日処理開始 ・平成27年４月23日処理完了
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			
		平成　年　月			

（注）※1．洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のＰＣＢ濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2．環境関係測定結果

項　目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排　気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m^3_N	平成27年３月９日	平成27年３月30日	0.0000054	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$			0.000010	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu g/m^3$	平成27年3月9～10日	平成27年３月30日	0.00031	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$pg\text{-}TEQ/m^3$			0.017	－	0.6 ※5

（注）※2．環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のＰＣＢ等の焼却施設に係る基準値準用）
※3．ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）
※4．環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度　　※5．ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準